

行政手続に関する押印、書面規制等の見直し

作成年月日 令和 2 年 10 月 12 日

1 趣旨

行政のデジタル化の動向を踏まえ、ICT 技術を活用した働き方改革、業務の効率化・高度化等の推進を図るため、押印の廃止・書面規制等の見直し・電子決裁の徹底について、全庁を挙げた取組を推進する。

2 基本方針

原則として、全ての行政手続において、押印・書面・対面を不要とし、オンライン・ペーパーレス化を徹底する。

まず、県独自の手続で廃止可能な押印については、令和 2 年度中に見直しを実施する。

(1) 押印の廃止

○県民による申請等の手続をはじめとして、会計・人事などの内部手続も含めて、押印を廃止

(具体例) 各種申請書や請求書等の押印廃止、出勤簿の押印廃止 等

○押印の廃止とあわせて、本人確認が必要な手続について担保方法(マイナンバーカード等)を整備

(2) 書面規制等の見直し

○行政手続の原則オンライン化を進め、各種申請・届出・報告・通知など、行政手続の様式を標準化、添付書類を削減・簡素化

(具体例) 電子申請共同運営システムの利用率向上、公共施設の利用申請等手続のオンライン化、手数料・利用料納付におけるキャッシュレス決済の導入 等

(3) 電子決裁の徹底

○文書管理システムの拡充等により電子決裁を徹底。あわせて決裁ルートの簡素化を推進

(対象部局)

各部、県民局・県民センター、出納局、企業庁、病院局、議会、各行政委員会(県警除く)